

2021年1月6日

寿都町議会全員協議会の議事録を非開示とする明文の「取り決め」は存在しない

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会

1. はじめに

「寿都町情報公開条例」には以下のようにあります。

第7条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下、「開示請求」という。)があつたときは、当該請求に係る公文書は、原則として開示しなければならない。

第8条 実施機関は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている公文書については、前条の規定に関わらず開示してはならない。

(2) 法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報

寿都町議会は、2020年9月23日および11月12日に情報公開請求のあった全員協議会の「配布資料、議事録、録音資料の全て」について非開示と決定しました。その理由は寿都町情報公開条例第8条2号に該当するためとしてきました。しかし、第8条2号にある「法令等の規定により開示することができない」とする明文が存在しないことが明らかになりました。

2. 寿都町議会全員協議会の議事録のスクープ

2020年9月18日、寿都町議会の全員協議会において、核のゴミの最終処分場についての議論がなされていたことが、議事録3回分を入手したNHKのスクープで明らかになりました。それによると、片岡町長は2月17日の全員協議会で、核のゴミの最終処分場の勉強会を行いたいと述べ、文献調査に応募して交付金を受け取る考えを明らかにしています。また、8月7日の全員協議会では、「寿都町の方針として、どうあるべきかというのも盆明け、なるべく早い時期に計画したい」「できれば出さないと。よそに先手を打たれたら、もう一番はとれない」と述べ、当初は、8月中にも調査への応募を決める方針だったことも明らかになりました。さらに、「町民に伺いを立てて勉強会をするっていったらかえって面倒な話になるので、ここは町を動かしている行政、議会、産業団体、その要職にある人が皆で総意でそうしよう」と述べ、町の主要なメンバーだけで応募を決めようとしていたことも明らかになりました。

3. 情報公開請求と非開示通知

この報道を受けて、「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」会員の神貢一から、9月23日に寿都町情報公開条例に基づいて、「令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会の配布資料、議事録、録音資料の全て」の情報公開請求を寿都町議会に対して行いました。

しかし、10月6日に、開示しないという通知書を受け取りました。開示しない理由は「寿都町情報公開条例第8条第2号に該当。全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開と取り決めしているため」というものでした。

4. 審査請求と非開示裁決

神貢一は、この決定を不服として、寿都町情報公開条例に基づいて、10月7日に審査請求書、10月20日に審査請求書補充書を提出しました。理由は以下の通りです。

(1) 地方自治法上も、寿都町議会会議規則上も、全員協議会の議事録が開示できないとする明文の規定はない。

(2) 全国市議会議長会都市行政問題研究会の「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」でも、全員協議会を公開とすることが望ましい場合があること、全員協議会については、議会の活動として、記録もとることが望ましいこと、その記録については、可能な限り公開を行うことが望ましいことを指摘している。

(3) 北海道別海町、東京都杉並区、栃木県矢板市、愛知県犬山市などで、全員協議会の議事録や議事要旨を公開しており、非公開が当然であるとは言い得ない。

(4) NHKの報道を見ると、何らかのルートで議事録が外部に公開されていることは明らかである。町民としては、NHKによる報道内容の真偽を確認するためにも、実際の議事録等の公開を受けて検証することが、知る権利との関係でも重要である。

(5) 「原子力基本法」の第2条にあるように、日本の原子力研究・開発・利用においては、民主・自主・公開の3つを守らなくてはならないという規定（原子力3原則）がある。寿都町議会の全員協議会が非公開と取り決めていたとしても、そこで議論されている内容が原子力に関わる時には公開されねばならない。

これを受けて、11月10日に審査会が行われました。町民の会の複数の会員が傍聴に行きました。審査会は、議会が非開示とした理由そのままに、「寿都町議会全員協議会の配布資料及び議事録は、寿都町議会の取り決めとして非公開で行うこととしている全員協議会の記録である」から非開示は妥当であるとの裁決を行い、神貢一は11月18日に裁決書を受け取りました。

5. 再度の情報公開請求と非開示通知

議会、審査会と相次いだ非開示決定に納得がいかなかったため、町民の会の会員である植谷和幸が11月12日に情報公開請求を行いました。こんどは、年月の範囲を広げて、「平成

31年1月から令和2年11月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て」の請求としました。また、「寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容が分かる文書」の公開も求めました。

これに対して、11月24日、前回と同様に非開示決定を受け取りました。理由も前回と同様に、「寿都町情報公開条例第8条第2号に該当。全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開と取り決めしているため」というものでした。

ここで問題となるのは、全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容が分かる文書ですら開示しないということです。議事録を非公開とするという法令の規定または明文の「取り決め」の存在を明確に示せるのでなければ、条例の定める公文書原則開示の例外に当たることを相応の資料に基づいて示していることにはなりません。

6. 2019年に公開されていた全員協議会の議事録

寿都町役場ホームページには、「寿都町情報公開条例及び寿都町個人情報保護条例に係る運用状況の公表について」というコーナーがあります。これによると、2019年度に、議会に対して情報公開請求があり、なんらかの公文書が公開されたことが分かります。そこで、12月3日に、槌谷和幸から「令和元年度に議会が実施機関として行った公文書開示決定にかかる公文書開示決定通知書のすべて（ただし、寿都町情報公開条例8条1号に定める個人情報に該当する部分は除く）」の開示請求を行いました。

12月16日に開示決定があり、写しの交付を受けました。これによると、2019年12月4日に開示請求があった「令和元年11月20日開催の全員協議会要点記録」が2019年12月11日に開示されていたことが判明しました（個人情報のため、請求者は不明）。

2019年11月20日の全員協議会は、槌谷和幸が情報公開請求した「平成31年1月から令和2年11月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て」に該当しています。それを2019年12月11日に開示しておきながら、今回は非開示としたことに齟齬が生じています。

7. 存在しなかった「取り決め」

2019年12月の時点においては、全員協議会の議事録が非公開だという明文の「取り決め」は存在しなかったことが推測されます。そこで、町議会の複数の議員に確認したところ、そもそも、議事録を非公開とする明文の「取り決め」は2020年12月現在も存在せず、規定作成を行おうとしているところであるとの教示を受けました。

寿都町情報公開条例第8条2号では、「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」しか情報公開の例外とされていませんから、明文化されていない「取り決め」があったところで、議事録等の非開示の理由にはなりません。

明文の「取り決め」が存在しないのですから、11月10日の審査会で行われた審査の前提

も崩れます。審査会の決定が有効と言えるのか疑問が生じています。

8. 再度の審査請求

2021年1月6日、槌谷和幸は情報公開審査会に審査請求を行いました。審査請求書では、明文の「取り決め」が存在しないことを指摘しています。この前提で、審査会がどのような判断を下すのか、注目してください。